



画委員会へ諮問が出され、大学計画委員会は、自己点検・評価委員会の報告等を参考にしながら、教養的教育の根幹に立ち返った答申を本年三月に出したわけです。この答申に基づいて、学長から「学部教育の改革について」「基本方針」が教養的教育検討委員会へ提案されて了解された後、評議会で五月二十三日に承認されました。これで、学部教育改革の次のステップへ進む土台ができたわけです。

このような状況を受けて、学長から大学計責任体制が明確になされることが必要です。

この間の経緯を、図示すると次のようにまとめることができるでしょう。

学部教育改革のこれから

「基本方針」の評議会決定を受けて、教養的教育検討委員会の下に学部教育改革の具体案を検討するための特別委員会が設置され、五月二十七日に発足しました。特別委員会は、親委員会委員若干名と関連委員会等からの数名の委員からなっています。ここで現在、教養的教育の理念と目標などが議論されており、今後、急速に具体的な実施案へ向けて検討が進められるはずです。

これらの議論の中で最も注意すべき点は、教養的教育を中心とした学部教育の改革を進めるにあたって、教員の人的配置の問題から話が始まつてはいけないということです。教員の側の論理が先行して、学生不在の教育改革をやつてしまえば、後世に悔いを残すことは明らかです。我々は、平成九年度入学生をも視野に入れた、学生の立場に立ったカリキュラム改革を目指すべきです。そのためには、学部教育改革の基本理念がしっかりとしなければなりません。

学部教育改革の達成に向けて全学的な取り組みを進めるにあたって、広島大学における教育の理念を明らかにすることが何よりも大切です。これに基づいて、各学部の教育の理念が整備され、その中で教養的教育に対する各学部の考え方が明確化される必要があります。それぞれの理念に基づいて、各学部はそのカリキュラムを他部局へ開放し、その理念にふさわしい独自の教養的教育を提示して、一貫カリキュラムの充実に貢献すべきです。また、教養的部分と専門的部分の相互乗り入れにもつとめ、これらの融合した一貫カリキュラムの確立を図るべきです。

(むた・たいぞう)

はじめに

大学教育研究センター長

有 本

「基本方針」の背景と課題

本学では、このたび、「学部教育の改革について」「基本方針」(以下では「基本方針」と略)が評議会(一九九五年五月二十三日)において承認され、本格的に学部教育の見直しに着手する気運が高まっている。

周知のとおり、学部教育＝学士課程教育をめぐる全国的な改革状況は、教養部改組などの進展に伴い、表面的には着実に展開しているよう見えながらも、内実はけつして楽観を許さない状態になつていると指摘しなければならない。

というのは、学部教育の必要性がきわめて

高揚しているにもかかわらず、また文部省令(一九九一年)に基づくいわゆる大綱化＝規制緩和を契機として学部教育の見直し、特に、一般教育あるいは教養教育(教養的教育)の充実が焦眉の急を告げているにもかかわらず、実際には、一般教育と専門教育の融合という大義名分やスローガンのもとに徐々に形骸化の一途を辿りつつある、との観測ができるからである。

学部教育改革の必要性とその背景

まず第一に、「基本方針」の論調の根幹とも関わるが、学部教育改革が現在必要だとする認識の背景には、学部教育の必要性とその見直しが高まつてゐる客観的な現実があることを指摘しなければならない。「基本方針」では、その現実を整理すれば自ずから得られるような論調が展開されているので、その意味では特に新味のある内容になつてゐるとは言えないだろう。その点では、厳しさを増していく現実の事態の緊迫感があまり伝わって来ないとの印象を持たざるを得ない。

いまや高等教育が未曾有の転換期を迎べきだと考えられる。学部教育改革の必要性、方向、前提、進め方に関して、具体的な提言がなされており、全体的には、理念論よりも

現実論に比重をおいた論理が展開されているところに、「長一短はあるとしても、概してその特色が見出せるようと思われる。

こうした「基本方針」のめざす精神や方向性をよく理解するには、学部教育改革の必要性、とりわけ教養教育の見直しが必要とされる背景と今後の課題を十分検討することが不可欠である。本稿では、「基本方針」の論調をほぼ首肯し、評価する立場を前提にしながらも、そこでは必ずしも十分に論じられていない学部教育改革や教養教育の必要性と関わる理念的な視点や文脈を中心に、若干の補足と解説を試みたい。

にとどまらず、過去の歴史的経緯に遡りながら論理を開拓すれば、論旨は一層明確になつたであろう。

現在は、ほかならぬ「大衆化」から「ボストン化」への転換期を迎えた高等教育が多くの問題点を抱えている現実が厳然として存在しているのであり、そこには、従来の改革では不十分な解決に終わっていた側面が複雑さを増しながら矛盾として露呈している。

戦後の高等教育の発展は、一九六〇年代半ばから十八歳人口の一五%以上が大学へ進学する大衆化の段階に突入し、それに見合う改革が必要になつたが、これまでの大学の対応は概して不十分であったことは否めない。大幅な大衆化が進行した以上、戦前のエリート型の大学教育ではなく、市民教育や高等普通教育としての大衆型大学教育が要請されることがになるのは不思議ではなかつたのである。

戦後、アメリカの大学モデルを導入して、形の上では大衆高等教育型の大学制度に移行したにもかかわらず、現実の学部教育は十分に改革されないまま、そのツケが蓄積していくのである。その点、「基本方針」では、「多様な学生の入学」や「学習者重視」を指摘しているものの、さらに大きな歴史的な転換期の到来を見極める角度からの分析が必要であつたに違ひないと思われる。

第二に、学部教育の中でも教養教育の再構築が必要であることは言及されているものの、教養教育の見直しがこれまで部分的な段階に終始し、大衆化の進展する中で理念と現実との乖離が拡大し矛盾を深めたこと、しかもその克服が急がれることに関しては明確にされていない。

戦後、日本の高等教育改革を提言したアメリカ教育使節団は、高等普通教育として的一般教育を大学教育全体に位置づけることを要望したのに對して、日本での対応は教養部に限定する方向での対応に終わった。そのこと

は、「普通教育」という意味あいのgeneral educationを「一般教育」と翻訳した点に原因の一端があり、そのため、大学内部では、学部を拠点に發展していた専門教育よりも一段と低い威信しか付与されない羽目になつたし、しかも学部教育全体に位置づけられるべき「普通教育」を含意していたのを、教養部の中に部分的に位置づけたのである。

これは結局、その後の教養教育の扱いが極めて限定され、十分な定着を果たさない原因ともなつたし、ますます大衆化が進展するにつれ、理念と制度との間の矛盾を深めることになり、根本的な改革の必要性を帰結した。

戦前のエリート高等教育から戦後の大衆高等教育への移行を制度的に達成した時点で、形態のみではなく、学部教育と直接関係する教員組織、カリキュラム、教育過程の部分をそれに見合つた内容に変換するべきであつたのを、ほとんど手つかずで今まで持ち越してきた。このことからすれば、今日の改革はまさに原点への回帰以外のなものでもない。

高等普通教育としての教養教育の理念からすれば、学部教育の改革は必ずあると考えられるし、五十年遅れの改革がいま着手されたというほかない。これらの歴史を踏まえた提言によつて理念を明らかにする課題は、「基本方針」では今後に残されたままになつてゐる。

第三に、日本的一般教育の解釈はアメリカからの移植であるため、その内容が必ずしも十分に日本の風土に馴染まないという不適応の問題があるかもしれないし、その点では、いまこそ日本の教養教育の理念や内容の吟味が問われていることになる。学部教育の理念をあまり論じていない「基本方針」では、この点への言及も見当たらないため、やはり物足りない。モデルとなつたアメリカの一般教育(general education)の場合、ギリシャ時代のペイディア(paideia=人間教育)

を起点に、欧洲大陸の中世大学を経由して発展した、あるいは直接には英國の学寮制大学の伝統を継承して發展した、教養教育(liberal education)のモデルを下敷きに制度化された歴史がある。それに至るまでには、中世以来の三学四科を基軸とした自由七科の流れを踏襲しており、そこに確固たる論拠が見出せる。

他方、日本の大学は、ハーバード委員会報告書(一九四五年)が教養教育のエリート的色彩を考慮して一般教育(普通教育)の概念に改鑄した直後に、それを移植した経緯があり、自由七科の伝統を持たない制度、文化、風土の中では、教養教育の受入れは科学の受け入れほど容易ではない、という力学が作用したはずである。

それに加えて、大学のアメリカモデルよりもドイツモデルを先行させて移植したために、教育よりも研究を重視し、教養教育は中等教育レベルに譲り、大学では専門教育を重視する伝統が形成されたことも見逃せないだろう。いずれにせよ、日本の大学では、研究や専門教育にくらべ教育や教養教育を重視することに抵抗がある、という風土が醸成されて来たとみてさしつかえあるまい。その結果、教養教育を理念、制度、カリキュラム、教育過程などに即して体系的に考える視点は、本学の総合科学部や東京大学教養学部のような例外はあるとしても、概して発展しなかつたのである。これらの観点を踏まえて、大学全体での教養教育の構築が決して簡単ではないが、必要であることを説得しなければ、伝統的な風土や意識を克服するのは困難であろう。

第四に、風土の克服と関連して言えば、学部教育での教養教育が重要であるにもかかわらず、従来からの大学政策、制度、風土には、それをおさむ傾向があるのであり、学部教育の改革は、そのような傾向の克服を要請している。

その点は、後述するように、全学において教養教育を構築する際に作用する傾向を意味するのであるから、「基本方針」の実現を阻む最大の要因であるとも考えられる。このことは、実際の改革の成否と関わってきわめて重要な問題であることを指摘しておかなければならぬだろう。

今日のように、十八歳人口の四三%が大学と短大へ進学するに至り、多様化した学生層に適切な教養教育、あるいは高等普通教育を提供しなければならない状況が出現している時点では、大学の入口から出口までの教育過程(educational process)を見直し、学士課程と大学院課程の両方を射程に入れた視座からの学部教育改革が求められるにかかる。改革が立ち遅れているのは、主としてギルド組織として発達した大学の風土や体质に起因する。そこでは、大衆化の影響のつよい学士課程改革が、高等教育機関としての大学の存亡を左右するアキレス腱であるにもかかわらず、改革が立ち遅れているのは、主としてギルド組織として発達した大学の風土や体质に起因する。そこでは、大衆化の影響のつよい学士課程改革が、高等教育機関としての大学の存亡を左右するアキレス腱であるにもかかわらず、総論賛成・各論反対になりやすいためと考えられる。

以上、「基本方針」を評価することを前提にしながら、他の角度からの論点や事柄を多少加味して、学部教育の改革の必要性や背景を少しばかり観察してみた。今回の改革の直接の契機になっている文部省令では、一般教育と専門教育の区分が緩和され、カリキュラム編成の規制緩和が実施されたが、こうした政策のねらいは、必ずしも一般教育から専門教育へと比重を移行させるのではなく、むしろ一般教育の質的比重を高めることの重要性を提言しているはずである。したがつて、現在求められている学部教育改革は、ともすると専門教育に吸収され存在価値を消失しがちな教養教育を見直し、再生させることに主眼があると言えるだろう。

